

令和3年10月12日

会員各位

鎌倉市医師会会長 山口 泰  
救急医療担当理事 高室 暁

### 令和3年度病床機能報告の実施等について

神奈川県医師会を通じて、通知がまいりましたのでお知らせいたします。

---

公益社団法人 日本医師会常任理事

釜 范 敏

橋 本 省

(公印省略)

### 令和3年度病床機能報告の実施等について

時下ますますご清栄のこととお慶び申し上げます。

さて今般、厚生労働省医政局地域医療計画課より病床機能報告制度対象の各医療機関に対して令和3年度病床機能報告の実施の依頼がなされ、また、同課長より各都道府県衛生主管部（局）長宛に周知依頼がなされるとともに、本会に対してもその了知方依頼がございました。

本報告の対象となる医療機関は、2021（令和3）年7月1日時点で一般病床又は療養病床を有する病院と有床診療所であります。同封の報告マニュアル①では、医療機能の選択における基本的な考え方として、「…地域における医療機能の分化・連携を進めることを目的として行われるものであり、病床機能報告においていずれの医療機能を選択されても、診療報酬上の入院料等の選択等に影響を与えるものではありません。」と明記されていること等について、改めてご留意頂きたく存じます。

病床機能報告については、「令和3年度以降の病床機能報告における入院診療実績の報告内容等について」（令和3年4月19日付け（地41））を貴会宛にお送りし、一部の変更内容についてご案内しておりました。

今年度の報告では、前年4月から3月の1年分を月別かつ病棟別に報告を求める一方で、事務負担軽減のために、公費負担医療制度により請求された電子レセプト情報分を含めた入院診療実績データを提供することや、入力を簡素化する等の対応がなされていること、並びに、新規入院患者数や救急車の受け入れ件数等の月別の報告が任意で依頼されていること等にご留意頂きたく存じます。

病床機能報告制度対象医療機関 御中

厚生労働省医政局地域医療計画課

令和3年度病床機能報告の実施について

平素から医療行政の推進について御理解と御協力を賜り、厚く御礼申し上げます。

医療法（昭和23年法律第205号）第30条の13の規定に基づき、病院又は診療所であって一般病床又は療養病床を有するもの（以下「病床機能報告対象病院」という。）は、毎年7月1日時点における病床の機能と2025年の病床の機能の予定、入院患者に提供する医療の内容等を都道府県知事に報告することとしています。

報告は、調査専用サイトから実施していただきます。各医療機関におかれましては、添付のマニュアル等をご確認の上、期限までに報告を実施いただきますようお願いいたします。

【同封資料】

- ・令和3年度病床機能報告マニュアル①
- ・令和3年度病床機能報告マニュアル②
- ・令和3年度病床機能報告「報告対象外医療機関」申告書・記入要領
- ・令和3年度病床機能報告 紙媒体入手希望申請書・記入要領
- ・ID・パスワード通知書（兼送付状）
- ・返信用封筒

【病床機能報告調査専用サイト】 ※2021年10月1日開設

URL：[https:// byousyounouhr3.azurewebsites.net](https://byousyounouhr3.azurewebsites.net)

【照会窓口】

厚生労働省「令和3年度病床機能報告」事務局（委託先：株式会社三菱総合研究所）  
緊急照会窓口

電話（フリーコール）0120-989-459 [平日9:30~17:30 受付]

FAX 番号：03-3273-8677 [24時間受付]

※ FAX でのお問い合わせの際は、医療機関ID、医療機関名、担当者名、所在地、電話番号を必ず記載のうえ、お問い合わせください。

【医療機能の選択について】

病床機能報告においては、各病棟の病床が担う医療機能を選択し、ご報告いただきます。

医療機能の選択にあたっての基本的な考え方及び留意点については、同封した「令和3年度病床機能報告マニュアル①」に記載しておりますのでご参照ください。

特に、高度急性期・急性期に関連する医療を全く提供していない病棟については、高度急性期機能及び急性期機能以外の医療機能を適切に選択していただくようお願いいたします。